

令和5年度
財政援助団体等監査結果報告書

常陸大宮市監査委員

目 次

I 監査の概要

第1 監査の種類（根拠法令）	1
第2 監査の対象	1
第3 監査の着眼点	1
第4 監査等の主な実施内容	1
第5 実施日時及び実施場所	1

II 監査の結果

第1 出資団体	
1 公益財団法人 常陸大宮市振興財団	2
第2 公の施設の指定管理者	
1 花立自然公園、御前山青少年旅行村、三王山自然公園 （有限会社ヨシカワクリエイト）	5
2 やすらぎの里公園（常陸大宮市森林組合）	7
3 常陸大宮市文化センター（株式会社ディックスプロモーション）	9
4 大宮自然公園他10公園（常陸大宮市造園業グループ）	11

III 総括	13
--------	----

I 監査の概要

第1 監査の種類（根拠法令）

財政援助団体等に対する監査（地方自治法第199条第7項）

第2 監査の対象

（1）出資団体

団体名	所管部課
1.（公財）常陸大宮市振興財団	産業観光部 商工観光課

（2）公の施設の指定管理者

対象施設名（指定管理者名）	所管部課
1. 花立自然公園、御前山青少年旅行村 三王山自然公園 （（有）ヨシカワクリエイト）	産業観光部 商工観光課
2. やすらぎの里公園 （常陸大宮市森林組合）	産業観光部 商工観光課
3. 常陸大宮市文化センター （（株）ディックスプロモーション）	教育委員会事務局 生涯学習課
4. 大宮自然公園他10公園 （常陸大宮市造園業グループ）	建設部 都市計画課

第3 監査の着眼点

市が資本金の4分の1以上を出資している団体及び市が補助金・交付金等を交付している団体並びに公の施設の指定管理者に対し、公金の適正な支出を確保することを目的とし、財政援助等に関わる事業が適正かつ効率的に執行され、その目的を達成しているかどうかを主眼として常陸大宮市監査基準（別紙着眼点）に基づき実施する。

【重点項目】

- （1）団体に関する指導監督は適切に行われているか。
- （2）事業運営は目的に沿って適切かつ効率的に行われているか。
- （3）会計経理は適正に行われているか。
- （4）過去の監査で指摘項目がある場合、改善がなされているか。

第4 監査等の主な実施内容

対象団体等の事業に係る出納及びその他の事務の執行について、所管課及び関係団体から提出された資料及び提示された出納関係帳票その他関係書類に基づいて、帳票突合、質問その他必要と認める監査手続を実施した。

第5 実施日時及び実施場所

日時 令和6年1月25日
場所 常陸大宮市役所会議室、関係団体会議室等

II 監査の結果

第1 出資団体

1 公益財団法人 常陸大宮市振興財団（所管部課：産業観光部商工観光課）

(1) 設立の趣旨

市が推進する豊かな自然と調和した安心・快適な活力あるまちづくりの一端を担い、まちおこし事業の推進及び各施設の一体的管理運営に関する事業を行い、その健全な利用促進を図り、もって地域振興発展に寄与することを目的とする。

(2) 設立年月日

平成25年4月1日

(3) 資本金及び出資内訳

基本財産 100,000,000 円（出資比率 100%）

(4) 所在地

常陸大宮市山方 530 番地

(5) 事業内容（法人定款より抜粋）

- ア 潤いと活力あるまちづくり，まちおこしに関する事業
- イ リフレッシュふるさと推進に関する事業
- ウ 観光，レクリエーションの普及宣伝に関する事業
- エ 農村都市体験交流に関する事業
- オ リフレッシュ施設，観光施設等の管理運営の受託事業
- カ 地域社会の健全な発展を目的とする事業
- キ 学術及び科学技術の振興を目的とする事業
- ク 公衆衛生の向上を目的とする事業
- ケ 施設に付随する，食堂等の運営や物品を販売する事業
- コ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(6) 役員及び組織（令和5年4月1日現在）

[組織]

4月1日現在の人員		年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		増減 (5-4)	増減理由
		市派遣	市OB	市派遣	市OB	市派遣	市OB				
役員	常勤理事・監事	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	非常勤理事・監事	18	0	7	18	0	7	18	0	7	
	計	18	0	7	18	0	7	18	0	7	
職員	管理職	2	1	0	2	1	0	2	1	0	
	一般職	9	0	0	9	0	0	8	0	0	△1 退職
	嘱託・臨時職員等	21			18			14			△4 退職
	計	32	1	0	29	1	0	24	1	0	△5
当期	プロパー 職員平均 勤続年数	8.8 年	常勤職員(嘱託・臨時職員を除く)の年齢構成	～	30	40	50	60	合計	平均年齢	常勤役員平均報酬(年額)
				20代	代	代	代	代	代		0.0 千円
				0	2	2	5	0	9	49.6 歳	プロパ職員平均給与(年額)
											2,558.0 千円

【出典元：常陸大宮市出資法人経営評価書】

(7) 収支決算等の状況 (令和5年3月31日現在)

[経営状況] (単位:千円)

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	増減(4-3)
正味財産増減計算書	一般正味財産				
	経常収益	125,222	119,876	116,346	△ 3,530
	基本財産運用益	22	12	12	0
	事業収益	118,820	115,315	114,526	△ 789
	受取補助金等	0	0	0	0
	その他収益	6,380	4,549	1,808	△ 2,741
	経常費用	122,704	118,937	112,774	△ 6,163
	事業費	113,928	112,463	107,222	△ 5,241
	管理費	8,776	6,474	5,552	△ 922
	うち役員人件費	433	379	569	190
	うち職員人件費	60,711	57,868	56,248	△ 1,620
	評価損益等	0	0	0	0
	当期経常増減額	2,518	939	3,572	2,633
	経常外収益	0	0	0	0
	経常外費用	0	0	0	0
	当期経常外増減額	0	0	0	0
	法人税・住民税・事業税	72	72	72	0
当期一般正味財産増減額	2,446	867	3,500	2,633	
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0	
正味財産期末残高	120,141	121,008	124,508	3,500	

(単位:千円)

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	増減(4-3)
貸借対照表	資産合計	135,718	126,651	131,095	4,444
	流動資産	34,268	25,685	30,573	4,888
	固定資産	101,450	100,966	100,522	△ 444
	負債合計	15,577	5,643	6,587	944
	流動負債	15,577	5,643	6,587	944
	うち短期借入金	0	0	0	0
	固定負債	0	0	0	0
	うち長期借入金	0	0	0	0
	正味財産合計	120,141	121,008	124,508	3,500
	うち基本財産への充当額	100,000	100,000	100,000	0
うち特定資産への充当額	0	0	0	0	

(単位:千円)

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	増減(4-3)
市財政関与状況	補助金	0	0	0	0
	委託料	83,830	74,020	66,448	△ 7,572
	貸付金	0	0	0	0
	その他(分担金・負担金・出捐金等)	0	0	0	0
	市支出金計	83,830	74,020	66,448	△ 7,572
	市の財政的関与の割合(%)	66.9%	61.7%	57.1%	△ 4.6
	市貸付金残高(期末)	0	0	0	0
市損失補償・債務保証契約に係る債務残高(期末)	0	0	0	0	

主要経営指標	算式等	令和2年度	令和3年度	令和4年度	増減(4-3)
公益目的事業比率	認定法第15条に定める率	84.8%	84.7%	82.2%	△ 2.4
管理費比率	管理費/経常費用	7.2%	5.4%	4.9%	△ 0.5
役員人件費比率	役員人件費/役職員人件費	0.7%	0.7%	1.0%	0.3
人件費比率	人件費/経常費用	49.8%	49.0%	50.4%	1.4
自己収益比率	自己収益額/経常収益	100.0%	100.0%	100.0%	0.0
流動比率	流動資産/流動負債	220.0%	455.2%	464.1%	9.0
借入金比率	借入金残高/負債・正味財産合計	0.0%	0.0%	0.0%	0.0

【出典元:常陸大宮市出資法人経営評価書】

(8) 監査の結果

会計経理は概ね適正に行われていたが、次のとおり検討又は改善を要する課題が認められることから、出資者である市と連携し、経営の改善に努められたい。

① 給与規程（職務手当）を改正すべきもの【指摘事項】

給与規程に定めのない職務手当が理事長決裁に基づき現在支給されているが、給与等に係る内容であり、現行の仕組みのまま運用を継続することは適切ではないと思料されることから、速やかに給与規程を改正されたい。

② 給与規程及び退職金制度の運用方法の改善を検討すべきもの【監査意見】

給与規程に基づく手当として、管理職手当及び管理職特別勤務手当の双方が毎月支払われているが、特別勤務手当をどのような条件下において支給するか不明であったことから、趣旨を明確化のうえ運用されたい。また、貴法人では中小企業退職金制度を導入し11名が加入しているが、掛金基準がないことから、公正かつ安定的な運用を行うためにも、明確化を検討されたい。

③ 収益事業（レストラン山ゆり）の原価率・収益率に改善を要するもの【監査意見】

令和5年3月期の収支状況によれば、原価率が約50%を超え飲食業の標準的な比率から乖離する実態が認められる。グランピング事業者への食材供給や弁当の販売を並行する中、販売単価に対しいかなる原価管理をしているのか不明瞭であること、また、指定管理料を除く実質的な売上をもって人件費を負担できない状況にあり、抜本的な収益率の改善が必要と考えられる。今後、貴法人において収益の主力となる事業は、レストランの運営や食材供給が中心となることから、適切な収支の在り方に向けて原価管理の改善に努められたい。

④ 事業規模に応じた適切な人員配置について検討を要するもの【監査意見】

神奉地コミュニティセンターについては、市内類似施設と比較し指定管理委託料が多額となっていることから、人員配置の状況が事業規模に比し適切であるか法人内部での検証を行われたい。

⑤ 法人運営の在り方を検討すべきもの【監査意見】

貴法人においては、令和5年6月にパークアルカディアケビン村が民間運営へ移行したことにより、公益法人要件である公益事業費率が5割を下回ったため、既に法人形態の転換を含めた検討が開始されている。今後、事業全体の見直しが必要となることから、出資者である市と連携し、法人運営の在り方を速やかに検討されたい。

第2 公の施設の指定管理者

1 有限会社ヨシカワクリエイト

施設名：花立自然公園、三王山自然公園、御前山青少年旅行村

(所管部課 産業観光部 商工観光課)

(1) 指定管理施設の概要

	花立自然公園	三王山自然公園	御前山青少年旅行村
所在地	高部 4611 番地の 1	秋田 428 番地の 2	下伊勢畑 2370 番地
選定区分	非公募	公募	
導入年度	平成 27 年度	平成 21 年度	
指定期間	令和 3 年 4 月 1 日から 令和 8 年 3 月 31 日	令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日	
指定管理料 (令和 4 年度)	13,886,400 円	1,656,111 円	2,235,833 円
設置目的	農林資源の多目的利用を促進し、地域の農林業の振興と市民の健康増進、福祉の向上に寄与するとともに、若年層の活力を高めるため。	本市の魅力あふれる多様な地域情報を発信し、交流人口の拡大を促進するとともに、産業、観光、交流等における地域連携の拠点とし、活力ある地域の創生を図るため	

(2) 指定管理者の行う業務

- ① 施設の管理運営に関する業務（利用許可、減免等を含む。）
- ② 施設の維持管理に関する業務

(3) 人員の配置

施設名	正規職員	非正規職員
花立自然公園	3 名	3 名
御前山青少年村・三王山自然公園	2 名	6 名

(4) 指定管理料の推移

(単位：円)

施設名	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
花立自然公園	13,309,092	16,093,273	13,446,400	13,886,400
御前山青少年村	1,135,417	14,126,537	12,020,639	2,235,833
三王山自然公園	1,641,055	1,656,111	1,656,111	1,656,111

(5) 施設入場者数実績

施設名	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
花立自然公園	6,762 人	5,777 人	6,216 人	6,137 人
御前山青少年村	13,562 人	5,745 人	9,027 人	7,858 人
三王山自然公園	2,457 人	3,140 人	2,523 人	2,268 人

(6) 収支状況の推移（3施設合算の収支）

(単位：円)

	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
収入	51,703,713	56,009,646	58,059,405	44,057,684
支出	51,178,107	56,009,646	58,343,034	46,129,273
収支差引	525,606	0	△283,629	△2,071,589

(7) 監査の結果

指定管理業務はおおむね適正に行われていたが、次のとおり検討又は改善を要する事項が認められることから、内容を精査し適切に処理されたい。

① 施設利用許可及び減免手続に検討を要するもの（3施設共通）【監査意見】

利用許可及び減免承認等の事務手続は条例規則に基づき指定管理者が行うこととされているが、通知が行われていない、又は所定様式により処理されていないなどの事例が見受けられた。一方、個人利用を想定した施設運営においては、電話での口頭による申請や承認も想定されるほか、オンライン予約、電子納付など今後も様々なサービスの展開が考えられるところである。

こうした中、現行規則による事務手続をみると、書類による処理を前提とし利用者目線に立ったサービスに対応しておらず、規定が有効に機能していない実態も認められることから、規則改正を含めて柔軟な対応を検討されたい。

② 備品台帳を適切に整備すべきもの（3施設共通）【監査意見】

備品台帳は、市備品（Ⅰ種）と指定管理者備品（Ⅱ種）をそれぞれ整備・管理することが規定されているが、同一の台帳によって管理されていた。備品混在を防ぐため、市及び指定管理者双方が基本協定に基づく管理を適切に行われたい。

2 常陸大宮市森林組合

施設名：やすらぎの里公園（所管部課 産業観光部 商工観光課）

(1) 指定管理施設の概要

対 象 施 設	やすらぎの里公園
所 在 地	小舟 1234 番地の 2
選 定 区 分	非公募
導 入 年 度	平成 18 年度
指 定 期 間	令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日
指 定 管 理 料	22,747,000 円（令和 4 年度）
設 置 目 的	都市との交流の推進及び健全な観光レクリエーション並びにスポーツ活動の場を確保し、市民の健康と福祉の増進に資するため

(2) 指定管理者の行う業務

- ① 施設の管理運営に関する業務（利用許可、減免等を含む。）
- ② 施設の維持管理に関する業務

(3) 人員の配置

- ① 正 規 職 員 3 名
- ② 非正規職員 3 名

(4) 指定管理料の推移

（単位：円）

令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
24,356,222	24,580,925	22,407,000	22,747,000

(5) 施設入場者数実績

令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
15,705 人	11,145 人	15,196 人	12,917 人

(6) 収支状況の推移

（単位：円）

内 訳	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
収 入	33,060,912	31,886,196	31,582,850	31,426,870
支 出	31,352,060	32,279,933	31,034,738	32,448,999
収支差引	1,708,852	△393,737	548,112	△1,022,129

(7) 監査の結果

指定管理業務はおおむね適正に行われていたが、次のとおり検討又は改善を要する事項が認められることから、内容を精査し適切に処理されたい。

① 施設利用許可及び減免手続に検討を要するもの【監査意見】

利用許可及び減免承認等の事務手続は条例規則に基づき指定管理者が行うこととされているが、通知が行われていない、又は所定様式により処理されていないなどの事例が見受けられた。一方、個人利用を想定した施設運営においては、電話での口頭による申請や承認も想定されるほか、オンライン予約、電子納付など今後も様々なサービスの展開が考えられるところである。

こうした中、現行規則による事務手続をみると、書類による処理を前提とし利用者目線に立ったサービスに対応しておらず、規定が有効に機能していない実態も認められることから、規則改正を含めて柔軟な対応を検討されたい。

② 備品台帳を適切に整備すべきもの【監査意見】

備品台帳は、市備品（Ⅰ種）と指定管理者備品（Ⅱ種）をそれぞれ整備・管理することが規定されているが、同一の台帳によって管理されていた。備品混在を防ぐため、市及び指定管理者双方が基本協定に基づく管理を適切に行われたい。

3 株式会社ディックスプロモーション

施設名：常陸大宮市文化センター（所管部課 教育委員会事務局 生涯学習課）

(1) 指定管理施設の概要

対 象 施 設	常陸大宮市文化センター
所 在 地	中富町 3135 番地の 6
選 定 区 分	公募
導 入 年 度	平成 22 年度
指 定 期 間	令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日
指 定 管 理 料	67,912,000 円（令和 4 年度）
設 置 目 的	地域社会の芸術文化と市民の福祉の増進に寄与するため

(2) 指定管理者の行う業務（主なもの）

- ① 施設の管理運営、維持管理に関する業務（利用許可、減免等を含む。）
- ② チケット販売に関する業務
- ③ 施設の利用促進及び事業の広報活動に関する業務
- ④ 公立文化施設と協議会等の連携業務 他

(3) 人員の配置

- ① 常 勤 職 員 5 名
- ② その他職員 2 名

(4) 施設入場者数実績

令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
43,605 人	11,055 人	18,486 人	32,274 人

(5) 使用料の収入実績 （単位：円）

令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
5,304,715	3,910,245	5,843,885	6,966,460

(6) 指定管理料の推移 （単位：円）

令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
61,362,962	54,532,534	64,682,000	67,912,000

(7) 収支状況の推移 （単位：円）

内 訳	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
収 入	86,191,705	54,532,534	89,539,000	91,683,575
支 出	87,441,829	54,532,534	86,917,888	87,531,697
収支差引	△1,250,124	0	2,621,112	4,151,878

(8) 監査の結果

指定管理業務はおおむね適正に行われていたが、次のとおり検討又は改善を要する事項が認められることから、内容を精査し適切に処理されたい。

① 実績報告書（年間管理報告書）の記載方法を検討すべきもの【監査意見】

維持管理・点検業務は適正に実施されていたが、基本協定書及び仕様書で定める作業内容が実績報告書（年間報告書）の項目名と相違していることに起因し、実績報告書への業務記載漏れや修正が必要な箇所が見受けられた。

市文化センターの管理運営業務は広範囲にわたることから、計画的作業の実施及び適切な履行確認を行うためにも、項目名称を統一化されたい。

② 備品台帳の修正を要するもの【監査意見】

令和4年度中に更新した備品について、市備品（I種）台帳への記載漏れ及び削除漏れがみられたので、修正されたい。

③ 文化センターの文化芸術鑑賞事業について【監査意見】

文化センターにおける公演事業については、指定管理仕様書に基づく市の事業と、貸館やプロモーターとの共催などによる指定管理者の自主事業に大別される。

令和4年度における実績を見ると、市事業は6件、指定管理者による自主事業は4件となっており、文化センターの運営管理費用の総額を鑑みると、費用対効果としては低い状況にあると考えられる。

限られた予算の中、市民にできる限り多くの文化・芸術を提供するには、集客力（収益性）の高い市事業をより多く企画するとともに、指定管理者による自主事業費率を高めて貰うことも必要となる。立地条件や客席数の課題があることは理解できるものの、指定管理者ならではの柔軟な発想力や営業力の発揮により、文化芸術鑑賞事業の更なる充実化を期待したい。

4 常陸大宮市造園業グループ

施設名：大宮自然公園他10公園

(所管部課 産業観光部 都市計画課)

(1) 指定管理施設の概要

対 象 施 設	大宮自然公園、宇留野公園、宮の郷公園、やすらぎの森公園 神奉地公園、南皆沢公園、陰陽山森林公園、もりがね富士見公園 三浦杉公園、百観音自然公園、御前山ダム公園
選 定 区 分	公募
導 入 年 度	令和3年度
指 定 期 間	令和3年4月1日から令和8年3月31日
指 定 管 理 料	21,747,000 円 (令和4年度)
設 置 目 的	市民に憩いの場を提供し、体力の向上と福祉の増進を図るため

(2) 指定管理者の行う業務

- ① 施設の管理運営に関する業務 (利用許可、減免等を含む。)
- ② 施設の維持管理に関する業務

(3) グループ組織体制 () 管理公園

- ① (株)石川造園 (大宮自然公園、やすらぎの森公園、三浦杉公園、御前山ダム公園)
- ② 菊池開発(株) (宮の郷公園、百観音自然公園)
- ③ 石川庭園 (神奉地公園、陰陽山森林公園、もりがね富士見公園)
- ④ 景勝園 (南皆沢公園)
- ⑤ 小田造園土木 (宇留野公園)

(4) 指定管理料の推移

(単位：円)

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
—	—	—	21,747,000	21,747,000

(5) 施設利用状況の推移 (記載外の施設は利用人数等が把握されていない。)

	令和3年度	令和4年度
宮の郷公園	7,536 人	10,258 人
御前山ダム公園	6,258 人	10,112 人

(6) 収支状況の推移

	令和3年度	令和4年度
収 入	21,747,000 円	21,747,000 円
支 出	21,228,918 円	21,230,673 円
収支差引	518,082 円	516,327 円

(7) 監査の結果

指定管理業務はおおむね適正に行われていたが、次のとおり検討又は改善を要する事項が認められることから、内容を精査し適切に処理されたい。

① 収支決算書の修正を要するもの【監査意見】

百観音自然公園並びにやすらぎの森公園の収支決算における数値の誤記及び神奉地公園の記載内容の誤りが認められることから、適切に修正されたい。

② 仕様書の変更を検討すべきもの【監査意見】

神奉地公園の薬剤散布作業について、仕様書に定める回数と実績に差異が見受けられたので、仕様書変更を含めて必要とされる作業内容を確認されたい。

③ 実績報告書（年間管理報告書）の記載方法を検討すべきもの【監査意見】

維持管理・点検業務は適正に実施されていたが、基本協定書及び仕様書で定める作業内容が実績報告書（年間報告書）の項目名と相違していることに起因し、実績報告書への業務記載漏れや修正が必要な箇所が見受けられた。計画的作業の実施及び適切な履行確認を行うためにも、項目名称を統一化されたい。

④ 事業報告書への記載漏れがあるもの【監査意見】

神奉地公園遊具撤去について、市と協議は行われていたが実績報告書へ記載されていなかった。高額修繕や災害対応など、重要な事項については適切に経過を記録されたい。

⑤ 業務再委託に関する契約書面等を締結すべきもの【監査意見】

第三者へ業務委託した浄化槽点検や受水槽清掃など法令に基づく点検作業を実施するにあたり、各事業者との契約に関する書面が作成されていなかった。業務の確実な履行を担保し、作業後のトラブルを防止する観点から、契約書又は請書等の締結を検討されたい。

⑥ 所管課における適切な事業の管理・監督について【監査意見】

本施設の管理については、収支決算書及び実績報告書内の誤記や記載漏れが多数認められ、所管課においても正確な確認が行われていなかった。こうした軽微な誤りは、委託者である市が日頃のモニタリングを通じて進捗の管理及び実績報告書を精査すべきであるため、適切に事業を管理・監督されたい。

Ⅲ 総括

今回の財政援助団体等監査は、出資団体から1団体、公の施設の指定管理委託者4団体を対象に、提出された書類等を検証の上予備監査を実施し、併せて所管部課職員及び団体職員から説明を聴取した。

監査の結果、各業務はおおむね適切に履行されていたが、次のとおり改善又は検討すべき事項が認められる。

まず、出資団体においては、事務手続上の改善を要するもの、及び経営を取り巻く環境変化に対し懸念すべき課題が見受けられることから、出資者である市と団体双方が適切に連携して課題解決に努められたい。

次に、指定管理業務では、一部施設で実績報告書の記載漏れや記載誤り、備品管理上の課題が認められるほか、施設利用許可及び減免手続が条例規則に基づき正しく行われていない、若しくは規定そのものが実態に合っていないなどの状況も見受けられた。業務改善が必要な内容について正確な事務執行をお願いするとともに、日頃のモニタリングの実施や実績確認等により、適切に指定管理業務を管理・監督されたい。

最後に、これからの法人運営及び事業運営については、人件費及び物価上昇等の影響による事業コスト増大など、これまで以上に負担が増加する局面が予見される場所である。経費節減はもとより、諸課題に対して市が適切に関与し、事業者との連携を通じて柔軟な取組を行うなど、引き続き市民サービスの維持・向上が図られることを期待したい。